

議案第 8 号

西脇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月 24 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

介護保険法及び関係省令の改正により、新たに創設された指定地域密着型通所介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるとともに、県条例に準じた所要の改正を行うため。

西脇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西脇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年西脇市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び第4条」を「から第11条まで」に改める。

第4条を第10条とする。

第3条中「第17条第2項」の右に「、第36条第2項、第40条の15第2項」を、「第156条第2項」の右に「（省令第169条において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第9条とし、第2条の次に次の6条を加える。

（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）

第3条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。

（自己評価結果の公表）

第4条 指定地域密着型サービス事業者は、省令第9条第2項、第25条第2項（省令第40条の16において準用する場合を含む。）、第50条第2項、第118条第6項、第137条第6項又は第162条第8項の規定による評価の結果を公表するよう努めなければならない。

（従業者に対する計画的な研修の実施）

第5条 指定地域密着型サービス事業者は、省令第3条の30第4項、第15条第4項、第30条第3項（省令第40条の16、第61条、第88条及び第182条において準用する場合を含む。）、第103条第3項、第126条第4項、第149条第3項又は第167条第4項の規定による研修の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容を見直すことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

（利用者に対する虐待の禁止）

第6条 指定地域密着型サービス事業所の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

（事故の発生又は再発の防止措置）

第7条 指定地域密着型サービス事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定地域密着型サービス事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(射幸心をそそるおそれ等のある遊技の提供等の禁止)

第8条 次に掲げる事業を行う者は、機能訓練その他必要なサービスとして、利用者の射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのある遊技を、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、利用者に提供してはならない。

- (1) 省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護の事業
- (2) 省令第41条に規定する指定認知症対応型通所介護の事業
- (3) 省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の事業
- (4) 省令第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護の事業
- (5) 省令第109条に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業
- (6) 省令第130条に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業
- (7) 省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護の事業

2 前項各号に掲げる事業を行う者は、利用者の射幸心をそそるおそれ又は遊技に対する依存性が強くなるおそれのある擬似通貨（通貨に類する交換手段としての機能を有するものをいう。）を、利用者に提供し、又は使用させてはならない。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる事業を行う者は、省令第37条及び第61条において準用する省令第3条の15に規定する居宅サービス計画に記載された回数、時間その他の当該計画の内容（当該計画が作成されていない場合は、必要と認められる内容）を超えた不要なサービスを提供してはならない。

4 第1項各号に掲げる事業を行う者は、当該事業を行う事業所の外観若しくは内装、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又は当該事業所の運営を、賭博又は風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。）を連想させるものとしてはならない。

5 第1項各号に掲げる事業を行う事業所の名称及び当該事業所につ

いての広告の内容は、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはない。

第10条の次に次の1条を加える。

(本市の区域外にある事業所に係る基準の特例)

第11条 第2条から前条までの規定にかかわらず、法第78条の2第1項の申請に係る事業所が本市の区域外にある場合の当該申請に係る基準については、当該事業所が所在する市町村が定める基準によるものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。